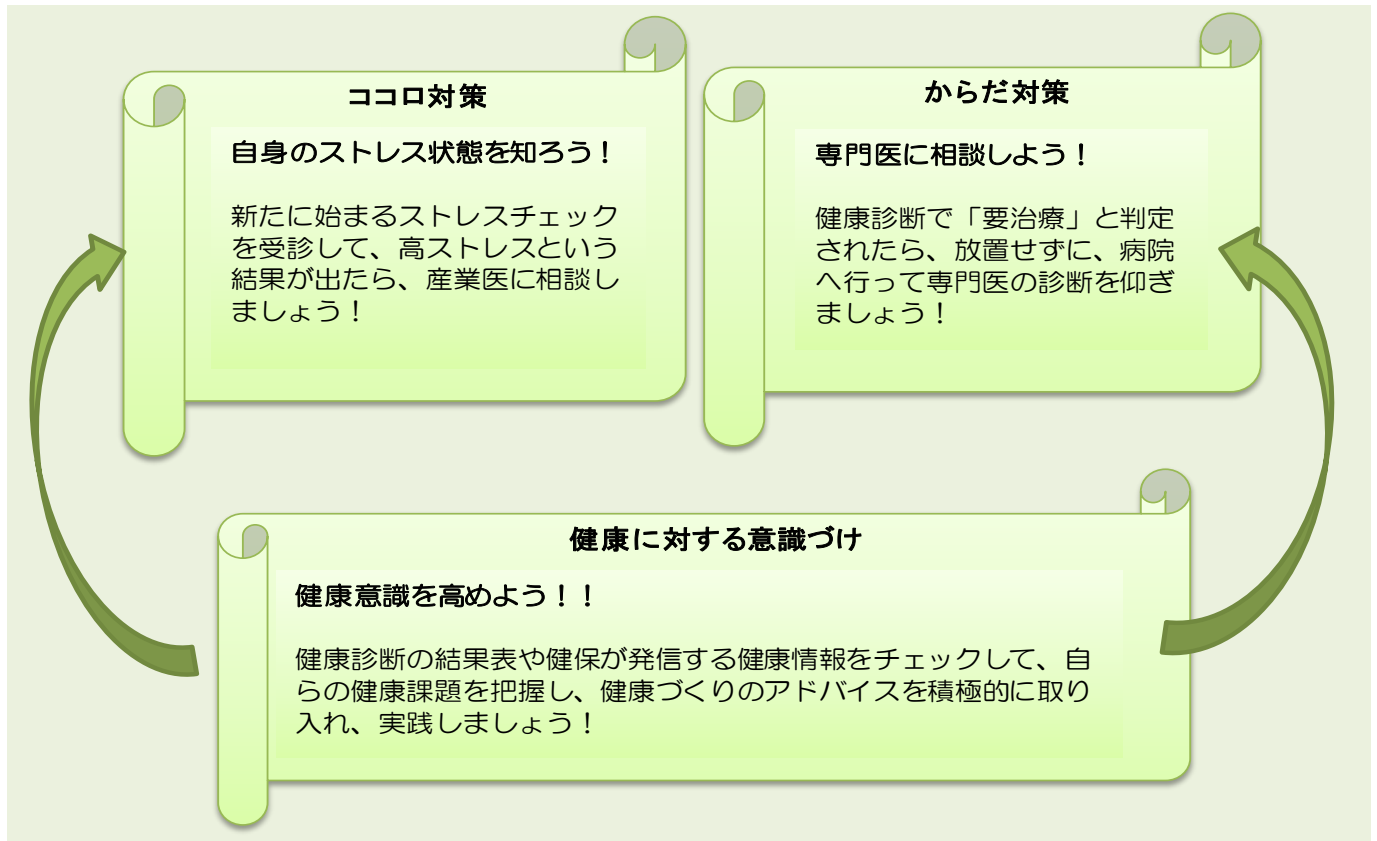


はじまります！！

ヘルスアップ事業

～さあ、みんなでヘルスアップ事業へ積極的に参加しよう！～



従業員一人ひとりが、いつまでも健康で、生き活きと充実した会社生活を送るために！

ヘルスアップ推進委員会から

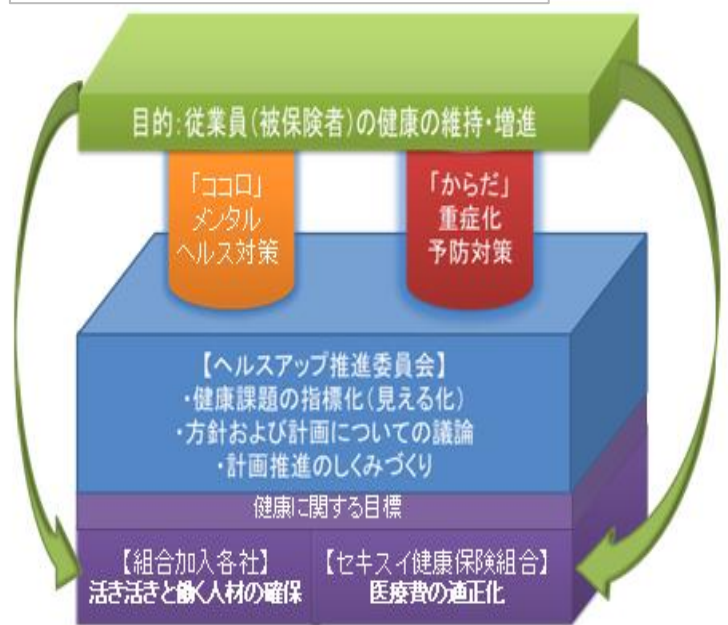
「職場、企業を支えているのは働く人であり、その基盤は健康である」という考え方にに基づき、従業員の健康維持・増進を目的に、事業主、専門家、健保組合によるヘルスアップ推進委員会(※)を設置し、活動してきました。

委員会では、「ココロ」と「からだ」の両面から従業員の健康づくりを支援するために、健保組合はデータ分析による効果的な保健事業を企画、実施するとともに、事業主は日常の健康管理の充実や職場環境の整備などを実施していきます。

「従業員」のみなさんには、本取組の趣旨を理解し、自らの健康に気を配り、委員会が実施するヘルスアップ事業へ積極的に参加、協力して、健康の維持・増進に努めてください。

健康で生き活きと充実した会社生活を送るために、事業主、健保組合と一体となって取り組みましょう！

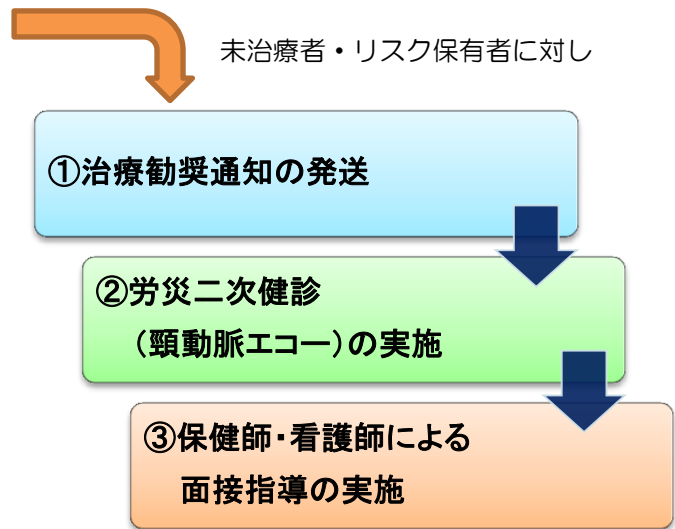
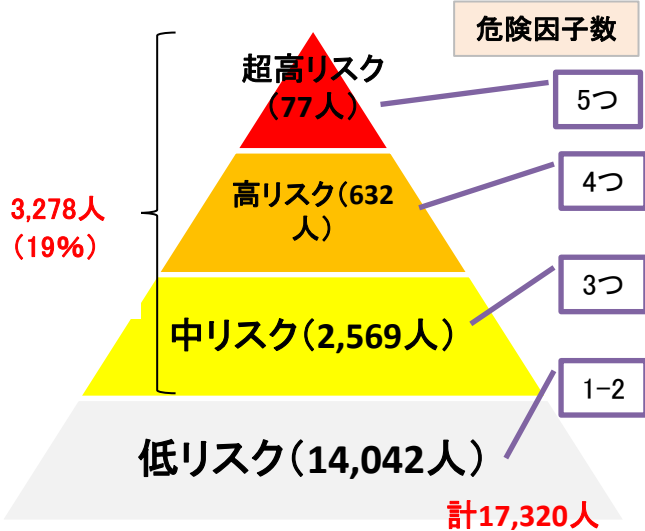
ヘルスアップ推進委員会の取り組みのイメージ



※ヘルスアップ推進委員会とは、事業主、産業医・保健師、健保組合からなり、従業員の健康課題に対して重点的に取り組む保健事業を策定、結果評価を行う機関。

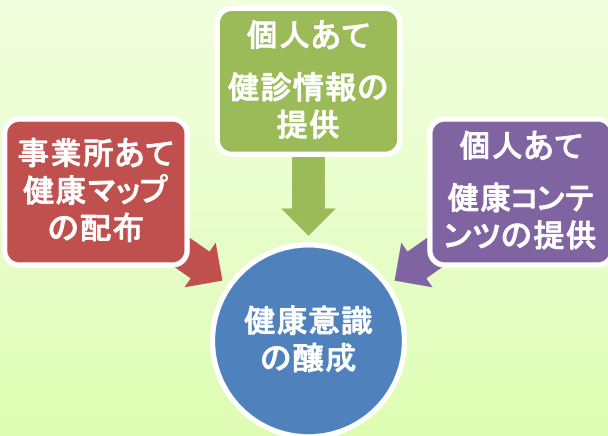
ヘルスアップ事業ってなにをするの？

1.生活習慣病・重症化予防対策



上図: 未治療者かつリスク保有者数 (危険因子とは、①BMI、②空腹時血糖、③高血圧、④高脂血、⑤喫煙です。)

2.健康情報の提供

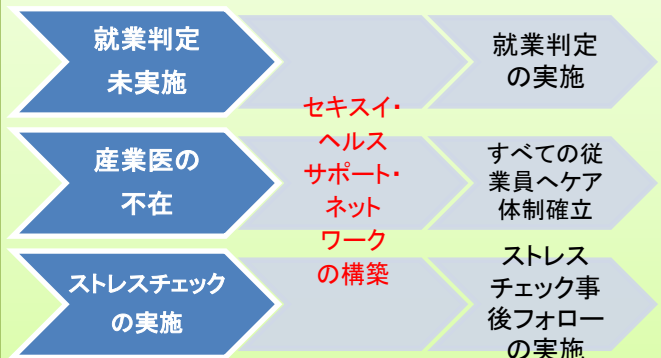


健康意識を高めるために様々な健康情報を提供します。

3.産業保健の支援

産業保健の課題解決の支援

※事業主の健康管理業務の支援



すべての従業員に配慮した仕組みをつくります。

※従業員のみなさんへ 重要なお知らせですのでよく読んでください。

個人情報の取扱いについて

生活習慣病・重症化予防対策を実施するにあたり、みなさんが病院で診療を受けられた情報について必要最低限の情報(下表参照)を事業所に在勤している産業医、保健師・看護師へ提供します。本件情報提供に異議がある場合は、健保組合へお申し出ください。申し出があった場合は、事業所在勤の産業医、保健師・看護師への情報提供を停止いたします。

(ア)利用される個人情報	生活習慣病に関する診療情報 ⇒氏名、記号・番号、診療日、診療医療機関名
(イ)個人情報の提供先	加入事業所に在勤している産業医、保健師・看護師
(ウ)個人情報の利用目的	医療機関への受診勧奨
(エ)個人情報の管理責任者名称	セキスイ健康保険組合
(連絡先)	保健事業グループ 06-6226-1464

【法的根拠】

個人情報保護法第23条2項の規定および同項に係る「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より。健保組合と事業主の共同で医療機関への受診勧奨を実施することを目的に、健保組合が対象者の医療機関の受診の有無をレシートデータにより把握し、事業主の求めに応じて当該情報を提供する場合に該当。